最終更新日：2018年7月3日

株式会社フルッタフルッタ
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　長澤　誠
問合せ先：経営管理部　03-6272-3190
証券コード：2586
https://www.frutafruta.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経済の力で環境を再生しグリーンエコノミー社会を実現することを企業コンセプトとしております。当社は、この企業コンセプトを実現するために、株主、投資家、取引先、地域・国際社会、従業員等さまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標として経営計画に掲げており、その経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンス体制の充実が重要な経営課題であるとの認識のもと、その強化及び充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
長澤　誠	323,600	16.84
株式会社アスラポート・ダイニング	304,400	15.84
株式会社弘乳舎	175,000	9.11
株式会社グリーンアソシエイツ	60,000	3.12
株式会社SBI証券	28,200	1.47
むさし証券株式会社	24,600	1.28
楽天証券株式会社	23,000	1.20
山浦　浩	20,000	1.04
荻野　恭子	20,000	1.04
野村證券株式会社	14,500	0.75

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤　隆光	他の会社の出身者							○				
信川　晃洋	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　隆光		―――	事業会社において監査役としての豊富な経験を有しており、かつ会社経営にも携わっており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制強化につながるものと判断し、社外取締役として選任しております。
信川　晃洋		―――	事業会社において取締役としての豊富な経験を有しており、かつ会社経営に携わっており、当社経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、内部監査、監査法人の監査は、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。
監査役と監査法人は、必要に応じて会合をもち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。
監査役と内部監査責任者は、緊密に情報交換を行い、相互補完体制として、年度活動方針の事前調査、合同監査など、効率的な監査の実施に努めております。
内部監査責任者と監査法人は、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、必要に応じてミーティングを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺西　昭	弁護士										○			
村上　雅哉	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

寺西　昭	○	寺西昭氏が代表を務めるコモンズ綜合法律事務所と当社との間には、法律顧問契約を締結しておりますが、当事業所への年間支払金額は少額となっており、独立性については問題ないものと判断しております。	弁護士として豊富な知見と経験を有しており、かつ事業会社において社外監査役としての豊富な経験を有しており、当社経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
村上　雅哉	○	―――	弁護士として豊富な知見と経験を有しており、当社経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、執行役員及び従業員の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として導入しております。
社内監査役の経営監視機能の強化により当社企業価値を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役については、社外取締役を除いた報酬総額を開示しております。監査役については、社外監査役を除いた報酬総額を開示しております。また社外役員(社外取締役および社外監査役)については、報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議より取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議に基づいて社長が決定し、監査役については監査役会により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは経営企画部が、社外監査役へのサポートは内部監査責任者が行っております。
取締役会開催の事前に各議案に関する資料を事前に社外取締役、社外監査役を含めた役員へ送付し、各役員からの要請があった場合は事前に内容の説明を行うこととしています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)ガバナンス体制について
当社は、経済の力で環境を再生しグリーンエコノミー社会を実現することを企業コンセプトに掲げております。当社は、この企業コンセプトを実現す

るために、株主、投資家、取引先、地域・国際社会、従業員等さまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としており、その経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンス体制の充実が重要な経営課題であるとの認識のもと、その強化及び充実に努めております。

当社は、監査役会設置会社であり、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は以下のとおりであります。
a. 取締役会
当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。
b. 監査役会・監査役
当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査に関する重要事項及び監査の方法については、監査役会にて協議決定しております。監査役会は原則として月1回の定例会の他、必要に応じて臨時で開催しております。
常勤監査役は、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べ、また各部門への往査、重要書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を通じ、取締役の業務執行状況の監査を行っています。
非常勤監査役は、取締役会等の重要会議の出席、重要書類の閲覧の他、常勤監査役との連携等を通じての監査を実施しております。
c. 経営会議
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るとともに、迅速かつ効率的な業務執行を推進する目的で、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、社長の指揮命令に基づいて業務執行を行います。執行役員は2名で、任期は1年としております。
また、経営会議は、社長、常勤取締役、執行役員及び社長が指名するゼネラルマネージャー及びシニアマネージャーにより構成しており、原則として毎月1回開催しております。
経営会議は、経営の計画、戦略に関わる事項ならびに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行います。経営会議に付議された議案のうち必要なものは取締役会に上程されます。なお、経営会議には常勤監査役も出席しております。
d. 会計監査人
当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

(2) 社外取締役に関する事項
当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の［取締役関係］の項に記載しております。

(3) 監査役の機能強化に関する事項
当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の［監査役関係］の項に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役による経営監視機能と執行役員の業務執行機能を分離し、それぞれの責任と権限を明確化することが、コーポレート・ガバナンス上有効であると判断しております。
取締役会は、客観的かつ多様な観点から監督と意思決定を行うため社外取締役を選任し、監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っております。
また、監査役会設置会社として、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、経営のモニタリング機能の強化を図っており、公正で効率的な企業経営を行える体制を整えていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限より早い発送を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予 定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、年1～2回の説明会を開催する予定としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年1程度の説明会を開催する予定としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等々を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関する部署は経営企画部です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経済の力で環境を再生しグリーンエコノミー社会を実現することを企業コンセプトとして おります。当社は、この企業コンセプトを実現するために、株主、投資家、取引先、地域・国際社 会、従業員等さまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化す ることを経営目標として中期経営計画に掲げております。 当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、 事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本 方針としてIR活動を実践いたします。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社が推進しているアグロフォレストリー・マーケティングは、ビジネスそれ自体が環境、社会に 貢献するという、独自のビジネスモデルです。 当社事業の成長、拡大が、アグロフォレストリー農地の拡大につながり、結果として森林再生と いう好循環が生まれます。 従って、当社は、「当社の事業拡大そのものが社会貢献である」という認識で、事業の拡大を 図ってまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示規程に基づき、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券 上場規程」および「有価証券上場規程施行規則」（以下「適時開示規則」という。）に基づいた情 報開示を行ってまいります。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断さ れるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経済の力で環境を再生しグリーンエコノミー社会を実現することを企業コンセプトに掲げ、その実現のために、当社のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としております。
当社の企業価値を高めるためには、経営の効率性を追求するとともに、コーポレート･ガバナンスを強化し事業活動から生じる各種リスクをコントロールすることが必要不可欠であるとの基本方針のもと、業務の適正性を確保するための体制として、平成26年3月31日開催の取締役会にて、「内部統制整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1．取締役、使用人の職務執行についての基本方針
当社は、「自然と共に生きる」を企業理念とし、地球環境に貢献するべく、“ 経済が環境を復元させる事業モデルの構築～グリーンエコノミーの実現～ ”を推し進めております。
このような当社の企業理念･価値観を、全ての役員･従業員等が共有･実践し、職務を遂行する事を基本方針とし、社会的良識ある企業活動に心掛け　お客様、取引先、株主の皆様などステークホルダーの期待に応えて参ります。
また当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

2．取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ コンプライアンス規程、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程（その附表）等を制定し、社内に徹底を図っております。
⑵ 監査役は、監査役監査規程に基づき、監査を適宜行っております。また、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席や内部監査責任者との連携より、監査の実効性の向上に努めております。
⑶ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査責任者を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務執行に係る情報については、経営企画部を総括管理担当部署とし、法令及び文書管理規程に基づき記録･保存しております。
⑵ 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できます。
⑶ 書類の保存については、監査役、内部監査責任者が適宜チェックしております。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクについて、全社的なリスク管理に関する取組みの企画、立案、調整及び推進は経営企画部が行うものとしております。
⑵ 危機発生時には、対策部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能とを分離しております。
⑵ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
⑶ 社長、執行役員及び社長が指名するゼネラルマネージャー及びシニアマネージャーで構成される経営会議を開催し、経営の計画、戦略に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行い、経営活動の効率化を図っております。
⑷ 取締役会規程･組織規程･職務分掌規程･職務権限規程･稟議規程による決裁権限の明確化･迅速化と決裁に係る関係部署への情報伝達の徹底を図っております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
⑴ 監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から職務の補助を求められた場合は、内部監査責任者が監査役の職務を補佐しております。
⑵ 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮･監督は受けないこととしております。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務の執行状況の報告を求めることができます。
⑵ 取締役、執行役員及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、すみやかに監査役に報告するものとしております。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施しております。
⑵ 監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力等排除規程」を定め、反社会的勢力に対しては事前及び事後の対応において一貫して毅然たる態度で臨み、その脅威に屈しないこととし、全社的な取り組みを行っております。当社は、反社会的勢力等排除の事務局を経営企画部内に設置し、所轄警察署や暴力団追放運動推進都民センターといった外部専門機関と緊密な連携を図るとともに、事務局内に不当要求防止責任者を選任し反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨んでおります。万一、反社会的勢力からの不当要求を受けた場合の対応部門を経営企画部とし、所管警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応することにしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ、特に買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ディスクロジャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置付けております。
株主、投資家等が、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的として適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。
会社情報の適時開示の管理責任者として、取締役執行役員を「情報取扱責任者」に任命し、担当部署を経営企画部としております。